

事業用自動車健康起因事故対策協議会

の運営要領について

「事業用自動車健康起因事故対策協議会」（以下、「協議会」）の運営は、以下に基づいて行うこととする。

1. 趣旨・目的

国土交通省は事業用自動車の健康起因事故を抑止するため、平成26年4月に「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（以下、「健康管理マニュアル」）を改訂し、主要疾病等に関するスクリーニング検査を推奨するなど所要の対策を講じてきたところである。この検査をより効果的なものとして普及させるため、産官学の幅広い関係者から構成される協議会を設置し、最新の検査機器・新たな検査方法等について情報共有するとともに、検査の普及方策について検討する。

2. 協議会の委員

協議会の委員は、別紙のとおり。

3. 座長

- (1) 協議会には委員の互選により座長を置く。
- (2) 座長は議事その他の会務を総括する。

4. 協議会

協議会は、必要に応じて座長が招集する。

5. 協議事項

協議会は、目的達成のため、次に掲げる事項等について協議を行う。

- (1) スクリーニング検査の実施状況
- (2) スクリーニング検査の実施機関・検査方法、最新機器に係る情報の把握
- (3) スクリーニング検査の普及方策

6. 事務局

協議会の運営に関する事務は、国土交通省自動車局安全政策課が行うものとする。

7. 報告書

協議会は、協議を終えたときは、報告書を作成することとともに、これを公表する。

8. 公開

協議会は自由闊達な議論を行うために非公開とし、協議会での議論の成果については、将来の事業用自動車の健康起因事故抑止に役立てる 것을 목표로 한다.

なお、議事概要については、委員の了解を得て後日公開する。